

議案第 43 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日

箱根町議会議員	山田	成宣
〃	川端	祥介
〃	勝俣	剛一

(提案理由)

箱根町の今後の町政運営や各種施策推進を確実に実行するため、行財政改革をさらに推進する必要があると判断により、議員自身が身を削るとの判断により、議員報酬の削減措置を講ずることとしたため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（議員報酬月額に関する特例措置）

- 7 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの議員報酬月額は、別表の規定にかかわらず、同表の規定による額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。